

# 西東京市健康応援団登録に関するQ & A

令和8年10月1日現在

| 「一般事項」 |                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1      | Q 健康応援団の対象となる事業者・団体の範囲はありますか。                                                                                                                                                                             |
|        | <p>A 「健康づくり活動」を市内で行っている事業者（個人事業者も含みます。）又は団体が対象となります。</p> <p>なお、「団体」については、公共性のある地域団体のほか、複数の者により活動するクラブ、サークル等のグループをいいます（お一人での登録はできません。）。</p>                                                                |
| 2      | Q 「健康づくり活動」とは、どの範囲までを言うのですか。                                                                                                                                                                              |
|        | <p>A 西東京市健康都市宣言及び健康都市連合及びスマートウェルネスシティの理念に沿った活動を範囲とします。</p> <p>具体的には、「健康把握」、「食・栄養」、「運動・スポーツ」、「こころ・休養」及び「学び・創造」の5分野における、それぞれの活動を意味します。</p> <p>詳細は、「西東京市健康応援団事業実施要綱別表に規定する市長が定める基準」をご覧ください。</p>              |
| 3      | Q 「健康応援団」に登録すると、何か特別なことをしなければいけないのですか。                                                                                                                                                                    |
|        | A 日頃の健康づくり活動をそのまま続けてください。新たに何かを求めるものではありません。                                                                                                                                                              |
| 4      | Q 「健康応援団」に登録すると、何かメリットはありますか。                                                                                                                                                                             |
|        | <p>A 市では、「健康づくり」に取り組んでいただいている事業者・団体の方々を「支援」する意味からも、この事業を始めることといたしました。</p> <p>地域の方々に、これら活動を伝えるための広報を行っています。また、市民の方が一目で登録していることがわかるようにステッカーを作成しましたのでご活用ください。</p>                                            |
| 「登録申込」 |                                                                                                                                                                                                           |
| 5      | Q 申込みは、どのような方法でできますか。                                                                                                                                                                                     |
|        | <p>A 次のいずれかの方法で申込をお受けいたします。</p> <p>①メール<br/>市のホームページから「西東京市健康応援団登録申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、市役所健康課にメールで送信してください。</p> <p>②郵便等<br/>「西東京市健康応援団登録申込書」を使用し、必要事項を記入のうえ、健康課（保谷保健福祉総合センター4階）まで郵送等、又は直接持参してください。</p> |
| 「登録要件」 |                                                                                                                                                                                                           |
| 6      | ①「食・栄養」                                                                                                                                                                                                   |
|        | <p>Q 健康食品の販売をしている事業者です。健康応援団になれますか。</p> <p>A 健康応援団になるには、単に健康食品を取り扱っているだけでは、健康応援団になることはできません。また、特定の商品の販売を目的としている場合は、たとえ「健康食品」であっても対象にはなりません。詳細は、「西東京市健康応援団事業実施要綱別表に規定する市長が定める基準」をご覧ください。</p>               |

|    |                                                                                                                                              |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | Q 「地元野菜」を使ったメニューを商品にして事業活動を行っています。健康応援団になれる<br>すか。                                                                                           |
|    | A 「野菜を取ることの大切さ」や「地産地消」等について、来店された方等への普及啓発がな<br>されていると認められる場合は、健康応援団の対象となる場合もあります。申込前にお問い合わせ<br>ください。                                         |
| 8  | ②「運動・スポーツ」                                                                                                                                   |
|    | Q 地域の野球少年団の責任者です。少年団として健康応援団に登録できるのですか。                                                                                                      |
|    | A 青少年の健全育成、体力づくりの観点から登録の対象となります。                                                                                                             |
| 9  | Q スポーツ施設を運営していますが、月1回「無料体験会」を実施し、会員以外の施設利<br>用も可能です。この場合、健康応援団になれるすか。                                                                        |
|    | A 地域貢献活動として、所有施設を地域住民に無料開放する等の活動があれば、健康<br>応援団の対象となる場合もあります。ただし、会員募集を主目的とする場合（営利活<br>動）は、対象となりません。                                           |
| 10 | ③「こころ・休養」                                                                                                                                    |
|    | Q 地域で子育て支援を目的に活動しています。健康応援団に登録してみようと思いま<br>すが、どの項目に当てはまりますか。                                                                                 |
|    | A 項目は、複数であってもかまいません。<br>子育て中の保護者の方々の「こころのサポート支援」ということで、「こころ・休養」に該当<br>し、また、離乳食について、自主的に講師を呼んで活動しているケースでは「食・栄養」にも<br>該当します。複数を選択していただいて構いません。 |
| 11 | ④「学び・創造」                                                                                                                                     |
|    | Q 自営で事業を行っています。取引先の関係者を講師にして、食育講座を行っています。<br>地域の方々をお誘いして毎月定例的に講座を行っています。対象になりますか。                                                            |
|    | A 地域の方々が食育を学ぶ機会を提供いただいているということで対象になります。ただし、<br>取引先の特定食品の販売目的や、特定の教義の普及を目的としたものは、健康応援団<br>の登録要件に該当しません。                                       |